

2012年 7月 10日 Vol.0059

庵治（あじ）町長をめぐる贈収賄事件 ②

---

---

では贈賄者である原野組社長の虚偽の自白とはいったいどんなものであったのか、少し長くなるがその内容を要約すると、

「庵治町（あじちょう）は国道から北に奥まった海に囲まれた場所にあり交通の便も悪いため人の移動も少ない地域です。そのため町長選挙のときは町民が2派に分かれて激しい選挙戦をやりますし現在でも町長派と反町長派の2派に分かれ人間関係がややこしいところです。

町長に金を渡したことを話せば町長が逃げられなくなりしゃべった私は町長派の人から白い目で見られ、私だけでなく子や孫の時代になってもお前の親父や爺さんは町長を売ったと非難され続けるような土地柄なのです。私自身話をすることになりますと将来自宅をよそに移すくらいの覚悟を決めておかねばならず、決断するまで時間がかかると申し上げ話を待ってもらったのです。

覚悟もできましたしこの上は速く解決をして次のことを考えようと自分の腹が決まりました」

と自白するにいたる経緯を説明した上、

「私は割烹二蝶に予約の電話を入れた後庵治町長に電話をし、今日時間が空いたら二蝶に席を取っているのでおいでもらえんか、ちょっと用があるんで、と言うと8時30分なら行けると言ってくれました。

私は300万円入りの封筒を持って二蝶に行き、しばらくすると町長が部屋に來られたので町長が床の間を背にして座り私は町長と正対して座って『忙

しいのに呼んで・・・・・・今後も仕事を頼みます。我々企業体も一生懸命やりますから今までどおりよろしくお願いいたします。また持っていでください。』と言って私の左前のテーブルの下に置いた 300 万円入りの封筒を左手で畳の上を滑らせてテーブルの下から町長の足下の方に押し出しました。「持っていで」と言うのは「持って帰って」という意味です。町長は黙って受け取ってくれました」という内容であったのである。

供述内容も具体的であったので私はこれで一件落ち着いたと思ったものだ。

ところが二蝶の实地検証をすると部屋の状況がまるで違っていたのである。他方、町長はその後も完全否認が続いていたのである。ところが勾留 14 日目になって私が町長の調べに立ち会ったときに町長が贈賄者の原野組の虚偽自白に合わせるべく作り話を始めたのだ。

取調べ担当副検事は町長の取り調べに当たっては「原野組が割烹二蝶で現金 300 万円を手渡した」と供述しているとだけしかぶつけていなかったもので部屋の状況や配膳の内容からしてすぐ作り話だと判明したのだ。私は副検事を隣室に呼び「この機会を逃さず一気呵成にせめるように」と指示したのである。

前述したとおりその日の晩に町長は「実は自宅において現金 300 万円ではなく 100 万円をもらった」と具体的詳細に供述した上、他の中堅ゼネコンから仕立券付ワイシャツ、玄関マット等もらったと自白したのである。また原野組は町長の自白後どのような供述をしたのであろうか。少し長くなるが引用したい。

「私は渡した現金が 100 万円であること、その場所が町長の自宅であることは最初からわかりきっていました。最初に正直にその事実をお話していただければよかったのですが何故このような嘘の話をしたかその理由をお話します。渡した現金は 100 万円だったのですが 300 万円と嘘をついたのは 100 万円だと私が競艇で使ったと話さねばならず私が 200 万円を使い込んでいることがばれてしまいます。このため 100 万円とは言い出せなかったのです。

二蝶で町長に現金を渡したと嘘をついた理由は本当の話を私の口からしたくなかったためです。私は私の口から町長を売るようなことは絶対言うまいと思っていました。

そこで私が考えたことは嘘の場所で町長に金を渡したと白状することでした。そのようにしておけば町長は私がしゃべっていることを突きつけられたところで私が本当のことを言っていないとわかるでしょうから町長もそんな事実はないと突っ張ってくれると思いました。

当然私は町長を売ったことにもなりません。もし町長が自分で100万円もらったと本当の話をすればそのとき私は町長より後の日付の調書で同じように本当の話をするつもりでいました。形の上でも町長が先にしゃべって私が後から話したことが残り町長を売ったといわれても反論ができるからです。

このような嘘の話を作り上げたことをもし町長が割烹二蝶で金を受け取ったと認めた場合、『その時はその時』で割烹二蝶で渡したことにしたらいいと思っており場所についてはこだわっていませんでした。町長が300万もらったと認めるはずがなく100万といえば金額は合わせればいいと思っていました。私が本当の話をするようになったのは間違いなく自宅で100万円もらったと真実を話していると分かったからです」といったのである。

これを真実として起訴したが公判でも全て認め3回で結審したのである。

砂上の楼閣ほど惨めなものはないのだ。公判では完全に崩れるであろう。贈収賄事件は密室の犯行である場合が多く、双方の供述に頼らざるを得ないのである。何が真実であるのかその確定にはお互いの思惑があるだけに困難を極めるのである。

---

著者：三井環（元大阪高検公安部長）